

Japan tax alert

EY税理士法人

OECD、2020年相互協議手続き統計と2020年相互協議手続きアワードを発表

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

エグゼクティブサマリー

2021年11月22日、経済協力開発機構(OECD)は、第3回「OECD税の確実性の日(Tax Certainty Day)」を開催¹しました。このイベントの中で、OECDは、相互協議手続き(MAP)に関する2020年の統計を発表し、2020年のMAPアワードを授与しました。

2020年の統計には、OECD/G20「税源浸食と利益移転(BEPS)に関する包摶的枠組み」の加盟国のうち2021年までに同枠組みに参加し、MAP統計を提出した加盟国すべての情報が含まれており²、合計で118の国・地域³となります。これは2019年のデータで対象となった105の国・地域を上回っています。2020年のデータでは、世界中のほぼすべてのMAP事案が取り扱われています。以下に関して、2020年の移転価格事案と「その他事案」(すなわち、非移転価格事案)で別個の統計データが提供されています。

- ▶ MAPの期首緑越事案数と期末緑越事案数
- ▶ 発生したMAP事案数
- ▶ 処理されたMAP事案数
- ▶ 終了または取り下げの事案数
- ▶ 事案の処理、終了、取り下げの平均処理期間

2020年のMAP統計データには、個々の国・地域が各締約国と協議したMAP事案数が含まれています。それぞれの事案タイプについて、主要指標に関する各報告国・地域の実績をインタラクティブツールによって比較することが可能になっています。

さらに、同イベントでOECDは、一連の尺度について権限ある当局の特別な努力を顕彰する2020年MAPアワードを発表しました。今年は新たなカテゴリー(最も改善した国・地域)が導入され、ユニラテラルの救済や完全な合意で終結した事案が最も増加した国・地域が表彰されました。

本アラートの詳細は、2021年11月30日付EY Global Tax Alert 「[OECD releases 2020 mutual agreement procedure statistics and 2020 mutual agreement procedure awards](#)」(英語のみ)をご覧ください。

巻末注

- 再放送はこちらから: <https://www.oecd.org/tax/administration/oecd-tax-certainty-day.htm>.
- 以下の国・地域は、2020年に包摂的枠組みの加盟国でしたが、2020年のMAP統計を提出していません: アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ベリーズ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、ガボン、ハイチ、ジャマイカ、ヨルダン、モンテネグロ、モントセラト、シエラレオネ。
- アルバニア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、アルバ、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バルバドス、ベルギー、バミューダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、英領バージン諸島、ブルネイ・ダルサラーム、ブルガリア、カーボベルデ、カナダ、ケイマン諸島、チリ、中国(人民共和国)、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、クロアチア、キュラソー島。チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エストニア、エスワティニ、フェロー諸島、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、グリーンランド、グレナダ、ガーナ、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、マン島、イスラエル、イタリア、日本、ジャージー、カザフスタン、ケニア、韓国、ラトビア、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マカオ、マレーシア、モルディブ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア連邦、セントキツ・ネイビス、サンタルチア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スロバキア共和国、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ターカス・カイコス諸島、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎

パートナー

ichiro.suto@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。
- 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアラムス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20211203

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp